

飯島町障がい者活躍推進計画

機関名	飯島町
任命権者	飯島町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
飯島町における障がい者雇用に関する課題	飯島町では平成31年の法定雇用率が未達成となっているため、必要に応じて障がい者採用計画の作成を行うなど、計画期間の終期までに法定雇用率の達成を目指す。 また、採用した障がい者である職員の活躍のためには、更なる体制整備や各種取組が必要である。
目標	
① 採用に関する目標	【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （参考）令和元年6月1日時点の実雇用率：2.22% 【評価方法】 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない 【評価方法】 毎年の任免状況通報のタイミングで定着状況を把握・進捗管理
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	○ 障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○ 組織内の人的サポート体制（障がい者雇用推進者、人事担当等）を整備するとともに、組織外の関係機関（長野労働局、伊那公共職業安定所）と連携体制を構築するとともに、役割分担及び各種相談先を整理し、関係者間で情報共有する。 ○ 役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○ 今後採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、組織内アンケート等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。 ○ 従来の業務遂行が困難となった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○ 相談窓口への相談の他、人事評価面談の際に障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を確認することとし、その結果を踏まえて必要な措置を講じる。 ○ 措置を講じるにあたっては、障がい者からの要望を踏まえつつも可能な範囲で適切に実施する。 ○ 役場庁舎のトイレについて、令和3年度中に障がい者が利用しやすい環境に配慮した多目的トイレに改修する。 ○ 募集及び採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・ 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	<p>○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>